

定例記者会見 市長あいさつ・説明

令和3年8月24日 午後3時30分～
佐久市役所 8階大会議室

報道関係の皆様には、大変お忙しい中、定例記者会見にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の記者会見は、

「令和3年佐久市議会第3回定例会」に提出する議案の概要を中心に、ご説明を申し上げます。

はじめに、今回提出する議案ですが、

資料1のとおり、専決処分報告1件、条例案2件、事件案9件、決算認定12件、予算案2件、合計26件です。

時間の制約もございますので、主なものをご説明申し上げます。

最初に、専決処分報告について申し上げます。

資料1の1ページ及び2ページをご覧ください。

議案第79号、「専決処分の報告について」は、

本年8月17日付で専決処分した令和3年度一般会計補正予算（第6号）について、歳入歳出予算の総額に、3億1,867万円を追加し、総額を536億692万3千円として、議会に報告し、承認をお願いするものです。

補正の内容につきましては、本年8月13日からの大雨災害に係る災害復旧費及び、本年8月5日に県の「新型コロナウイルス特別警報Ⅱ」が発出されたことに伴い、影響を受けた市内事業者に対する市独自の給付金です。

専決処分報告については、以上です。

次に、条例案について申し上げます。

7ページをご覧ください。

議案第80号、「佐久市積立基金条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、「過疎地域 持続的発展市町村計画」に基づき、過疎地域の持続的発展を支援するための事業（＝ソフト事業）に要する経費の財源を、将来にわたって確保するため、「佐久市過疎対策基金」を設置しようとするものです。

条例案については、以上です。

次に、事件案について申し上げます。

9ページをご覧ください。

議案第82号、「過疎地域 持続的発展市町村計画の策定」につきましては、令和3年4月1日に施行された「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づき、議会の議決をお願いするものです。

次に、23ページをご覧ください。

議案第89号、「令和3年度 学校給食臼田センター 建設事業 建築（本体）工事 請負契約」及び、29ページの議案第90号、「令和3年度 学校給食臼田センター 建設事業 建築（管）工事 請負契約」は、学校給食臼田センターの建設にあたり、それぞれ「本体工事」、「管工事」の請負契約を締結することについて、議会の議決をお願いするものです。

事件案につきましては、以上です。

続きまして、決算認定について申し上げます。

31ページの「歳入決算総括表」、32ページの「歳出決算

総括表」をご覧ください。

議案第91号から第100号までは、一般会計及び、公営企業会計を除く、9つの特別会計につきまして、令和2年度の決算認定をお願いするものです。

31ページの「歳入決算総括表」の右から4番目の列の「収入済額」欄の最下段（網かけ）のとおり、884億6,971万3,946円です。

32ページの「歳出決算総括表」の右から5番目の列の「支出済額」欄の最下段（網かけ）のとおり、837億156万9,328円です。

この差引額は、47億6,814万4,618円となります。

次に33ページをご覧ください。

議案第101号、「令和2年度佐久市国保浅間総合病院事業特別会計」の決算認定をお願いするものです。

「特別会計 決算報告書」の上段の「(1) 収益的収入 及び支出」の表の「病院事業収益」は、表の右側から3番目の列の「税込決算額」欄（網かけ）のとおり、消費税込みで、71億501万644円です。

これに対する「病院事業費用」は、表の右側から4番目の列の「税込決算額」欄（網かけ）のとおり、

75億1,632万1,451円です。

次に34ページをご覧ください。

議案第102号、「令和2年度佐久市下水道事業 特別会計」の利益の処分及び決算認定をお願いするものです。

上段の「(1) 収益的収入及び支出」の表をご覧ください。

「下水道事業収益」につきましては、表の右側から3番目の列の「税込決算額」欄（網かけ）のとおり、

34億1,865万7,439円です。

これに対する下水道事業費用につきましては、表の右側から4番目の列の「税込決算額」欄（網かけ）のとおり、

30億7,656万3,198円です。

決算認定につきましては以上です。

続きまして、予算（案）について申し上げます。

37ページをご覧ください。

議案第103号、令和3年度一般会計補正予算（第7号）は、

歳入歳出予算の総額に、17億8,789万5千円を追加し、総額を553億9,481万8千円にしようとするものです。

38ページ「歳入」の事項別明細書をご覧ください。

11款の地方交付税は、普通交付税の増額です。

13款の分担金及び負担金は、「公共交通対策事業費」にかかる路線バス運行費負担金です。

15款の国庫支出金は、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」及び、「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金」などです。

16款の県支出金は、佐久総合運動公園東側の土砂搬出場への土砂搬入に係る「土砂搬出場負担金」の増額及び、令和元年東日本台風災害における橋りょう復旧工事について、適切な標準工期を確保するために一部繰越しをお願いすることから「過年 農地農業用施設 災害復旧 事業費補助金」を翌年度の財源として送ることにより生じる減額などです。

18款の寄附金は、観光PRラッピングカーのリニューアル費用として、武論尊氏の会社を通じていただいた「PR用宣伝車ラッピングのため」の寄附金です。

19 款の繰入金は、市債繰上償還への減債基金及び、県支出金の減額分に対する財政調整基金の繰入れなどです。

21 款の諸収入は、舗装復旧事業及び佐久地域・外来検査センター事業に係る「受託事業収入」です。

22 款の市債は、過疎法の延長に伴います「過疎対策事業債」や「臨時財政対策債」、道路維持修繕等に係る「緊急自然災害防止対策事業債」などの増額補正です。

次に、39 ページ「歳出」の事項別明細書の詳細は、40 ページの「主な補正内容」でご説明いたします。

総務費の情報化推進事業費は、

DX 推進経費及びオンライン会議の増加に伴うインターネット通信環境整備のための Wi-Fi ルータ追加経費です。

情報通信ネットワーク事業費は、

令和 2 年度から進めている光伝送路整備において、望月地域の一部を整備エリアに追加することに伴う佐久ケーブルテレビへの負担金の増額です。

民生費の幼稚園助成事業費は、

国庫補助採択に伴い実施するカトリック幼稚園のトイレ

設備改修に係る施設整備事業補助金です。

公共交通対策事業費は、

本年9月末で千曲バスが自主運行路線から撤退する中仙道線に係る佐久市と立科町の共同委託による路線バス運行経費及び、新デマンド交通事業に係る歳出予算の組替です。

衛生費の保健衛生事務費は、

本年9月末までの開設を予定していた「佐久地域・外来検査センター」を令和4年3月末まで期間延長することに伴う経費の増額です。

なお、「佐久地域・外来検査センター」は佐久医師会のご協力により、令和2年5月25日に開設いたしまして、令和3年8月23日現在で、174日開設し、1,189件の検査をいただいております。

新型コロナウイルス予防接種事業費は、国の補助方針に基づく10月・11月分のワクチン接種に係る追加経費及びシステム改修経費等です。

農林水産業費の農業用施設整備 単独事業費は、

区要望に係る農道・用排水路等改修について、市単独事業に加え、交付税措置のある起債事業を活用して行う

工事費等の増額です。

商工費のプレミアム付商品券助成事業費は、

長引くコロナ禍による市内経済への影響を考慮し、市内における消費喚起を目的に実施するプレミアム率20%のプレミアム付商品券発行経費です。

利用店舗を拡充して実施予定の電子クーポン（ハレタクーポン）事業と連携することで、さらなる相乗効果を図ります。

次に、41ページをご覧ください。

観光宣伝事業費は、

電子クーポン（ハレタクーポン）第2弾に係る委託経費及び経済復興等花火打上げ事業負担金などです。

土木費の道路維持修繕事業費は、

区要望に係る道路防災事業として、交付税措置のある起債事業を活用し、実施するための工事費等です。

教育費の公民館事業費は、

令和4年成人式参加者へのPCR検査実施経費です。

体育施設管理運営事業費は、

区要望により実施する春日体育館トイレ改修工事及び、

佐久総合運動公園陸上競技場における日本陸上競技連盟
第2種公認を更新するための修繕経費等です。

災害復旧費の過年土木 単独災害復旧事業費は、
令和3年度区要望により、過年災害として被災が確認
された箇所に係る災害復旧工事費の増額です。

公債費の市債元金償還金は、
前年度繰越金の確定に伴い、将来負担の軽減を図るため
の市債繰上償還元金です。

次に、42ページをご覧ください。

第2表の繰越明許費は、4件です。

各事業において年度内の工事完了が困難なことから繰越
明許とするものです。

次に、43ページをご覧ください。

第3表の債務負担行為補正は、追加2件です。

次に、44ページをご覧ください。

第4表の地方債補正は、追加1件、限度額変更10件で
す。

次に、45ページをご覧ください。

議案第104号、「臼田学園特別会計」は、大型洗濯機購入に係る経費及び前年度繰越金の確定に伴う基金積立金です。

予算（案）につきましては、以上です。

今議会に提出いたします主な議案について、ご説明申し上げます。

次に資料2をご覧ください。

新型コロナウイルスワクチン接種の進捗状況について、ご報告いたします。

現在、接種を希望された高齢者の皆さんの接種が終了し、64歳以下の接種を進めております。

8月20日金曜日には、12～39歳までの方への「予約開始通知」を発送いたしまして、対象となる全市民がワクチンを接種できる体制が整いました。

市民の皆様には、様々な感染拡大防止対策に取り組んでいただいておりますが、感染力が強く、重症化しやすいと指摘されている変異株が猛威を振るい、感染が急速に拡大しております。

特に、デルタ株は、子どもや若者、働き盛り世代への感染事例が増加しておりますが、その一方で、ワクチン接種の進んだ高齢者の発症事例は少なく、ワクチン接種には、高い効果がみられております。

以前のような社会生活を取り戻すためには、個々の感染対策に加え、現時点では、ワクチン接種が重要となります。

今後のワクチン接種の体制でございますが、高齢者とは異なり、かかりつけ医を持たない方が多い世代となるため、個別接種中心から集団接種中心に切り替えてまいります。

そこで、若い世代の受けやすさを考慮し、既存の会場においては、開催日に土曜日を追加し、また新たにイオンモール佐久平会場を開設することとなりました。

特にイオンモール佐久平会場の土曜日は、今まで最終受付が16時であったものを、17時30まで延長いたします。

希望される市民の皆様が一日でも早くワクチン接種できるよう、引き続き取り組んでまいります。